

4 健福政第 270 号  
4 こ家第 552 号  
令和 5 年（2023 年）3 月 3 日

広域連合長  
社会福祉法人理事長 様  
社会福祉施設の長

長野県健康福祉部長  
長野県県民文化部長  
(公印省略)

土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の  
整備に対する補助金交付の基準について（通知）

土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備に対する補助金交付の基準については、平成 25 年 11 月 27 日付け 25 健福政第 416 号で通知したところですが、今般これを別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することといたしましたのでご了承願います。

健康福祉部健康福祉政策課企画調整係 (課長) 高池 武史 (担当) 小山 梨菜 電話：026-232-0111 (内線 2337) 026-235-7093 (直通) FAX：026-235-7485 E-mail：kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp	健康福祉部地域福祉課生活保護係 (課長) 手塚 靖彦 (担当) 伊藤 健次 電話：026-232-0111 (内線 2322) 026-235-7130 (直通) FAX：026-235-7172 E-mail：chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp
健康福祉部介護支援室施設係 (課長) 油井 法典 (担当) 小口 恵子 電話：026-232-0111 (内線 2440) 026-235-7113 (直通) FAX：026-235-7394 E-mail：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp	健康福祉部障がい者支援課施設支援係 (課長) 藤木 秀明 (担当) 瀧澤 ゆかり 電話：026-232-0111 (内線 2395) 026-235-7149 (直通) FAX：026-234-2369 E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
県民文化部子ども・若者局子ども・家庭課 (課長) 柄沢 竜治 (担当) 宮下 尚子 電話：026-232-0111 (内線 2355) 026-235-7149 (直通) FAX：026-234-2369 E-mail：kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp	県民文化部子ども・若者局 子ども・家庭課児童相談・養育支援室 (課長) 西村 浩 (担当) 筒井 俊介 電話：026-232-0111 (内線 2362) 026-235-7099 (直通) FAX：026-234-2369 E-mail：jido-shien@pref.nagano.lg.jp

## 土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備 に対する補助金交付の基準について

（趣旨）

第1 事業者が土砂災害警戒区域内において、入所施設で定員が30人以上の社会福祉施設（以下「大規模入所施設」という。）の施設整備を実施する場合、土砂災害警戒区域への立地を抑制するとともに、安全対策を考慮した施設整備を推進するため、社会福祉施設等整備事業補助金及び老人福祉施設等整備事業補助金の交付（以下「施設整備事業補助金」という。）に関する基準について定めるものとする。

（補助金交付の基準）

第2 第1に規定する施設整備事業補助金等の交付に関する基準は、次の表のとおりとする。

整備区分*	基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築</li> <li>・増築</li> <li>・移転改築</li> </ul>	<p>○原則として補助しない。</p> <p>○ただし、安全対策につき十分に配慮されていると認められる場合は、例外として補助する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>安全対策：・土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」が策定され、内容が施設整備と連動していること等</p> <p>・増築にあたっては、避難確保計画が策定されていることに加え、当該計画が市町村に報告されていること*</p> <p>※市町村の地域防災計画にその名称を定められた社会福祉施設のみ</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地改築</li> <li>・改修</li> </ul>	<p>○十分な安全対策がなされていることを確認の上、補助する。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>安全対策：・土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」が策定され、内容が施設整備と連動していること等</p> <p>・避難確保計画が市町村に報告されていること*</p> <p>※市町村の地域防災計画にその名称を定められた社会福祉施設のみ</p> </div>

\*整備区分の定義

- ・新 築：新たに建物を建築すること
- ・増 築：既存の建築物に建て増しを行い、床面積及び入所定員を増やすこと
- ・移転改築：既存の施設を廃棄（売却含む）し、現地以外の場所へ建物を建築すること
- ・現地改築：既存の施設を取り壊し、同じ場所に建物を建築すること
- ・改 修：骨組み等を残したまま、建物を直すこと

(提出書類)

第3 第1に規定する施設整備事業補助金等の交付の可否等についての審査は、施設所管課が定める施設整備計画書等のほか、次の表に記載する提出資料に基づいて行うものとする。

整備区分	提出書類
・新築 ・増築 ・移転改築	①当該地への立地に関する施設所在市町村長の意見書(別添 様式1) ②施設整備・運営に関する安全性を確保する旨の事業者からの確約書(別添 様式2) ③安全対策に関する資料(土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」)
・現地改築 ・改修	①安全対策に関する資料(土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」)

(適用期日)

第4

1 この基準は、平成26年4月1日から適用する。ただし、平成26年4月1日の段階で既に整備計画が決定しているもの(用地決定済みなど)には適用しない。

附則(令和5年(2023年)3月3日付け4健福政第270号、4こ家第552号健康福祉部長、県民文化部長連名通知)

(適用期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から適用する。ただし、令和5年4月1日の段階で既に整備計画が決定しているもの(用地決定済みなど)には適用しない。